

津市中小企業振興事業補助金
(新技術・新製品開発)
平成27年度募集説明資料

【募集受付期間】

平成27年6月1日(月)～平成27年7月21日(火)
午後5時15分(当日必着)

【受付・問い合わせ先】

津市商工観光部工業振興課

〒510-0392

三重県津市河芸町浜田808 津市河芸庁舎4階

TEL (059)244-1760 FAX (059)244-1763

津 市

津市中小企業振興事業補助金

1 目的

本補助金は、市内の中小企業者が行う新技術・新製品の研究開発に要する経費について補助金を交付することにより、中小企業の研究開発を促し、地域産業の活性化と将来の産業基盤の高度化に資することを目的としています。

2 補助対象者

本市の区域内に事業所を有し、かつ1年以上事業を営むもののうち、製造業を主たる事業とする中小企業者（ここで言う中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者。ただし、みなし大企業は対象外）です。

3 補助対象事業

新製品・新技術の研究開発または既存製品・既存技術の著しい改良のための研究開発事業。

ただし、以下の事項に該当する場合には、対象となりません。

- ・事業の内容について、他の公的機関から過去に補助金の交付を受けている、または将来交付を受けることが確定している開発。
- ・事業の大半を他の事業者に委託する開発。
- ・他の事業者の委託を受けて行う開発。
- ・事業内容が関係する法令または公序良俗に反するもの。
- ・年度内に十分な成果が見込めない開発。

4 補助対象経費

- ・原材料費
- ・機械工具費（機械・工具の試作、改良、購入、借用に要する経費）
- ・外注加工費
- ・技術導入提携費（技術指導等に要する経費、専門家への謝金・旅費）
- ・新製品の開発等に必要なる調査事業費（ただし、単独では認めない）
- ・特許等の取得に要する経費

※ ただし、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まれません。

5 補助額及び補助率

	補助額	補助率
新技術・新製品開発	1件あたり200万円を限度	補助対象経費の合計額の1/2以内

6 募集期間

平成27年6月1日（月）～7月21日（火） 午後5時15分（当日必着）

7 募集件数 2件程度

8 審査 交付対象者は、審査基準に基づいて決定します。

9 審査基準

評価項目	評価内容
独創性・新規性 評価	① 技術開発、製品開発の目的が明確か。 ② 従来品にない機能、性能、用途などが盛り込まれているか。 ③ 研究開発要素があるか。 ④ すぐれたアイデア要素があるか。
経理評価	① 資金の調達能力が十分であるかどうか。 ② 企業内容が堅実かどうか。 ③ 研究の予算は適性であるかどうか。 ④ 外部資源等に大半を頼っていないか。
技術評価	① 要素技術または基礎技術(技術指導を含む)の内容が十分か。 ② 研究開発のための体制及び技術能力を有するかどうか。 (技術指導を含む) ③ 研究開発の方法が適切かどうか。 ④ 外部技術に大半を頼っていないか。
事業化評価	① 成果の対外的波及効果(事業化、量産化、設備投資、雇用、環境改善等)が見込めるか。 ② 計画に無理は無いか。 ③ 将来性及び市場ニーズはあるか。 ④ 採算性は考えられるか。 ⑤ 企業家精神の発揮・意気込みが感じられるか。

10 その他

申請に必要な書類や、詳しい内容について説明させていただきますので、申請を希望される場合は事前に下記までお問合わせください。

津市商工観光部工業振興課

〒510-0392

三重県津市河芸町浜田808 津市河芸庁舎4階

TEL (059)244-1760 FAX (059)244-1763

津市中小企業振興事業補助金（新技術・新製品開発）の手続きフロー

